

令和7年12月11日(木)  
吉川 里奈 議員(参政)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

2問 法曹資格取得までの金銭的・時間的負担や、人材確保における大手法律事務所との競合等に鑑みると、裁判官・検察官の給与水準は、一般の政府職員ではなく、大手弁護士事務所の報酬に準じるべきではないか、法務当局に問う。

- 裁判官・検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与を受けるのに対し、弁護士は、その多くが、自ら顧客と契約し、経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態で職務を行っており、両者は、就業形態や職務内容、所得形態等が大きく異なる。
- (委員のご指摘は、人材確保の必要性等に着目したものと受け止めているが、そのことから、)弁護士の収入等と単純に比較することによって裁判官・検察官の給与水準を決めていくことは困難であると考えている。
- また、裁判官・検察官も国家公務員であり、その報酬・俸給については、国家公務員全体の給与体系の中で職務と責任の特殊性を考慮し、バランスのとれたものにする必要がある。
- したがって、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定するに当たり、一般の政府職員の給与改定に準じて改定するという方法は、弁護士の報酬に準拠して改定するという方法と比べ、より合理性を有するものと考えている。
- いずれにしても、委員ご指摘のような人材確保の視点は重要であり、採用の実情等については注視してまいりたい。

(参考1) 「一般の政府職員」について

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考2) 法曹三者の収入等について

○ 日本弁護士連合会が令和5年に実施した弁護士実勢調査（弁護士センサス）によれば、令和4年の弁護士の収入・所得は以下のとおり。

・収入 中央値：1,500万円 平均値：2,082.6万円

・所得 中央値：800万円 平均値：1,022.3万円

○ 裁判官・検察官の年収（令和7年4月官民格差改正後、初任給調整手当等の各種手当込み、地域手当20%計算）は以下のとおり。

・任官1年目（判事補10号、検事18号） 701万7,528円

・任官11年目（判事8号、検事8号） 1,109万1,984円

(参考答弁) 令和6年12月12日衆・法務委員会（平林晃議員）

○平林委員 先ほど来、本当に様々議論がありまして、大手弁護士事務所であれば、もう本当にもっともっといい給与が出ているというような御議論もあったかというふうに思っております。法曹の皆様にとって、収入だけが職業選択基準ではない、このように承知している部分もございませけれども、やはり、その一つにはなり得るのではないかな、こういうふうに思います。

そこで、大臣に伺いますけれども、民間との競争力を強化するためにも、裁判官の報酬及び検察官の俸給についてより一層の改善を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 今、平林先生、より一層引き上げるべきでないかというお話でございました。

若干繰り返しにもなって申し訳ないんですけれども、やはり、今回、一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官の報酬月額と検察官の俸給月額を改定をするということとしております。この点は、繰り返しになって恐縮ですが、裁判官そして検察官の職務と責任の特殊性の反映をさせながら、しかし、人事院勧告の重要性を尊重して、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮をする、こういった理由に基づくもので、給与水準の改定方法としては合理的だと私どもとしては判断

をしておりますということを申し上げたいと思います。

そして、民間のということで、恐らく大手法律事務所等ということにもなろうかと思いますが、弁護士ということで申し上げれば、その営業形態が一様ではない上に、自ら顧客と契約を締結して報酬を得るという事業主的な営業形態を取ることもし少なくないということで、国家公務員である裁判官、検察官とその収入等を単純に比較することは困難ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、委員御指摘のように、やはり裁判官、検察官、この人材の確保は大事でありますので、御指摘の観点も踏まえながら、採用の実情、これを見守っていきたいと思っております。